

章 水道広域化の導入手順とフォローアップ

1. 各種業務の共同化の実施体制と手続き

業務の共同化を実施する際の体制や調整事項等について説明する。

また、業務の共同化を実施するための手法（私法上の業務委託契約、任意協議会の設置、事務の委託、協議会の設置、一部事務組合の設立等）とその手続きについて示す。

1) 事務フロー

業務の共同化決定後の実施体制の構築、協定締結等の実施手続きに関する事務フローを図 1.1 に示す。

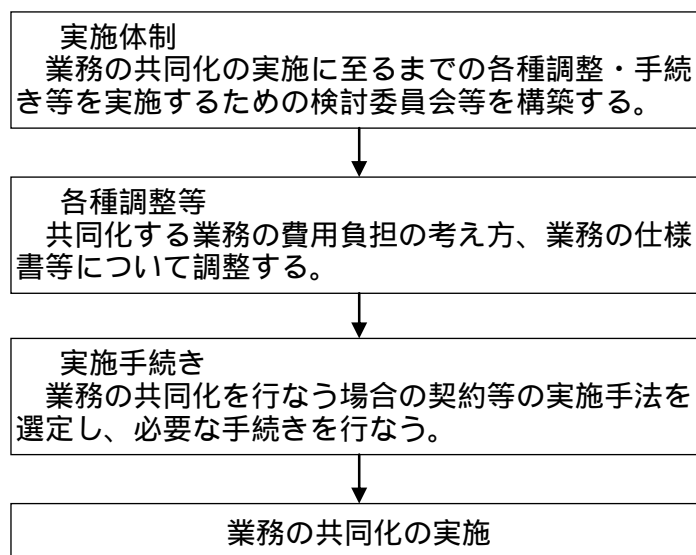


図 1.1 業務の共同化の事務フロー

2) 実施体制

業務を共同で実施するためには、各水道事業者等の担当職員で構成する検討委員会又はプロジェクトチーム等を作り、協定や契約に至るまで、各種調整や手続きを進める必要がある。

これまでの事例では、検討委員会やプロジェクトチームは、関連する水道事業者等のうち、中核的な水道事業者等や規模の大きい水道事業者等が主体となっていることが多い。

3) 各種調整等

業務を共同で実施するためには、業務に係る費用の負担割合の調整や業務内容等を明

確にするため仕様書等を作成する必要がある。

費用の負担割合の調整に当たっては、認可上の水量比や給水人口比など一定の根拠に基づき算出する。

仕様書等は、関係する水道事業者等において、業務の範囲、内容等について十分調整し、作成する。

図 1. 2 に業務委託の仕様書(例)を示す。

水質検査業務委託仕様書(例)	
1	適用 この仕様書は、委託者が発注する業務委託の適正を期するため、水質検査業務委託約款（以下「約款」という。）第 1 条に規定する仕様書として、業務委託に関し、必要な事項を定めるものとする。
2	対象 管内の水道水（浄水）水道原水を対象とする。
3	内容 (1) 検査項目 (2) 検査方法
4	検査の申し込み及び発注 (1) 甲は、年間検体数を書面により乙に通知するものとする。 (2) 甲は、前文（1）による通知後において、臨時の水質検査が発生した場合は、速やかに乙に申し入れ、甲乙協議の上実施するものとする。 (3) 甲は、検査委託毎に各検体の情報を記載した書面を乙に通知するものとする。
5	検体の採取及び回収 (1) 検体の採水は、甲が行う。 (2) 検体の採水予定日は、甲乙協議の上定めるものとする。 (3) 乙は、検体の容器及び検査に必要なものを用意するものとする。 (4) 甲は、採水した検体を乙の指定場所に、採水日の午前中に搬入するものとする。 指定場所
6	報告書の提出 乙は、検体受領後 30 日以内に水質検査結果を書面により甲に通知しなければならない。 ただし、同月内における受領が複数回発生する場合は、その受領の最終日から 30 日以内とする。
7	記録等の帰属 (1) この検査業務の実施に伴い作成された記録等の権利は、すべて甲に帰属する。 (2) 乙は、水質検査の実施過程で、検体が「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に定める基準を超えた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。
8	信頼性の保障 乙は、過去 1 年間に実施した外部及び内部制度管理の状況を甲に報告するものとする。

図 1. 2 私法上の受委託契約に基づく仕様書例(水質検査業務)

4) 業務の共同化の実施手続き

(1) 業務の共同化の実施手法

表 1.1 に業務の共同化を行う場合の契約等の実施手法を示す。このうち、私法上の業務委託契約、任意協議会の設置による方法は、事務手続きが少ない。

協議会、事務の委託、一部事務組合の各方式は、地方自治法が根拠法となる方式であり、上記2方式に比べ事務項目は多い。

業務内容や表 1.1 の利点・留意点等を参考に適切な実施手法を選定する。

表 1.1 業務の共同化の実施手法

手 法	適用可能な 水道広域化 の形態	根 拠 等	利 点	留 意 点	事務項目				
					規 約	議 会 承 認	議 員	事 務 局	協 定 書
私 法 上 の 業 務 委 託	施設の共同化 管理の一体化	私法上の契約 行為により代 表水道事業者 等が受託し取 りまとめて、 委託契約を行 う。	<ul style="list-style-type: none"> 新たに組織を 設置する必要 がない 契約の取り交 わしのみで、形 態が非常にシ ンプル 	<ul style="list-style-type: none"> 受委託する水道 事業者等の間で の契約の締結に 際して競争原理 が働かない。 受託した業務を 民間業者等に委 託する場合は再 委託となる。 					
任 意 協 議 会 の 設 置	施設の共同化 管理の一体化	任意協議会を 設置し、業者 選定は協議会 で、契約は参 加水道事業者 等で行う。	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に 基づく協議会 と比べ、簡易な 手続きで設置 可能 	<ul style="list-style-type: none"> 任意協議会(権利 能力なき社団)は 契約主体とはな れない。 					
事 務 の 委 託	管理の一体化	地方自治法第 252条の14に 基づき水道事 業者等の中で 事務の委託を する。	<ul style="list-style-type: none"> 事務局を設置 し、事務業務を 集約管理する ことで事務の 効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務業務が継続 する業務には向 いているが、断続 的な業務には向 いていない。 					
協 議 会 の 設 置	管理の一体化	地方自治法第 252条の2に 基づく協議会 を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合 と比べ、比較的 簡易な組織で 可能 	<ul style="list-style-type: none"> 当該地方公共団 体すべての議会 の承認が必要と なる。 					
一 部 事 務 組 合 等 の 設 置	管理の一体化 事業統合 経営の一体化	地方自治法第 284条に基づ く一部事務組 合や広域連合 を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関を設 置することによ り、事業統合 に向けた基礎 となり得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 独立した地方公 共団体となるた め、組織・予算等 が硬直的となる 場合がある。 当該地方公共団 体すべての議会 の承認が必要と なる。 					

協議会の設置と事務の委託は、地方自治法上は基本的な手続きは同じである。

(2) 業務の共同化の契約等の手続きフロー

図 1.3 には、各実施手法の手続きフローを示す。実施に至るまでの期間が最も短いのは、私法上の業務委託である。地方自治法に基づく協議会や一部事務組合の設置等は、議会の議決を得るなど、相当の期間を要する。

手法	私法上の業務委託	任意協議会の設置	事務の委託・協議会の設置	一部事務組合の設置
手続き フロー	<p>協議</p> <p>↓</p> <p>協定等の締結</p> <p>関係水道事業者等の協議により業務の受委託に関する協定等を定める</p>	<p>協議</p> <p>↓</p> <p>協定等の締結</p> <p>↓</p> <p>任意の協議会を設置</p> <p>関係水道事業者等の協議により協議会設立に関する協定等を定める</p>	<p>協議</p> <p>↓</p> <p>規約の策定</p> <p>↓</p> <p>議会の議決</p> <p>↓</p> <p>告示</p> <p>↓</p> <p>総務大臣又は 県知事に届出</p> <p>関係地方公共団体の協議により組合の規約を定める</p> <p>各関係地方公共団体の議会において、協議を実施するための議決を得る</p> <p>協議会設置の経緯及びその概要と規約の内容を告示する</p> <p>届出には、協議会の設置を必要とした理由(その経緯の概要を含む)についての書類及び規約の写しを添付する。県の加入するものは総務大臣、その他のものは県知事に届け出る。</p>	<p>協議</p> <p>↓</p> <p>規約の策定</p> <p>↓</p> <p>議会の議決</p> <p>↓</p> <p>総務大臣又は 県知事の許可</p> <p>↓</p> <p>告示</p> <p>関係地方公共団体の協議により組合の規約を定める</p> <p>各関係地方公共団体の議会において、組合規約の議決を得る</p> <p>加入者が県であるものは総務大臣、その他のものは県知事の許可を受ける。</p> <p>組合の成立とその規約の内容を告示する。</p>

図 1.3 業務の共同化の実施手法の手続きフロー

2. 事業統合までの手続きと留意点

事業統合を行うことを決定した後、事業統合までに必要となる事務を進めるためのフロー、実施体制、手続きについて、具体的な調整事項等を示す。

2.1. 実施体制、手続き

1) 事務フロー

事業統合に向けた実施体制の構築、水道事業者間での協定締結など、関連して行うべき事務のフロー（例）を図2.1.1に示す。

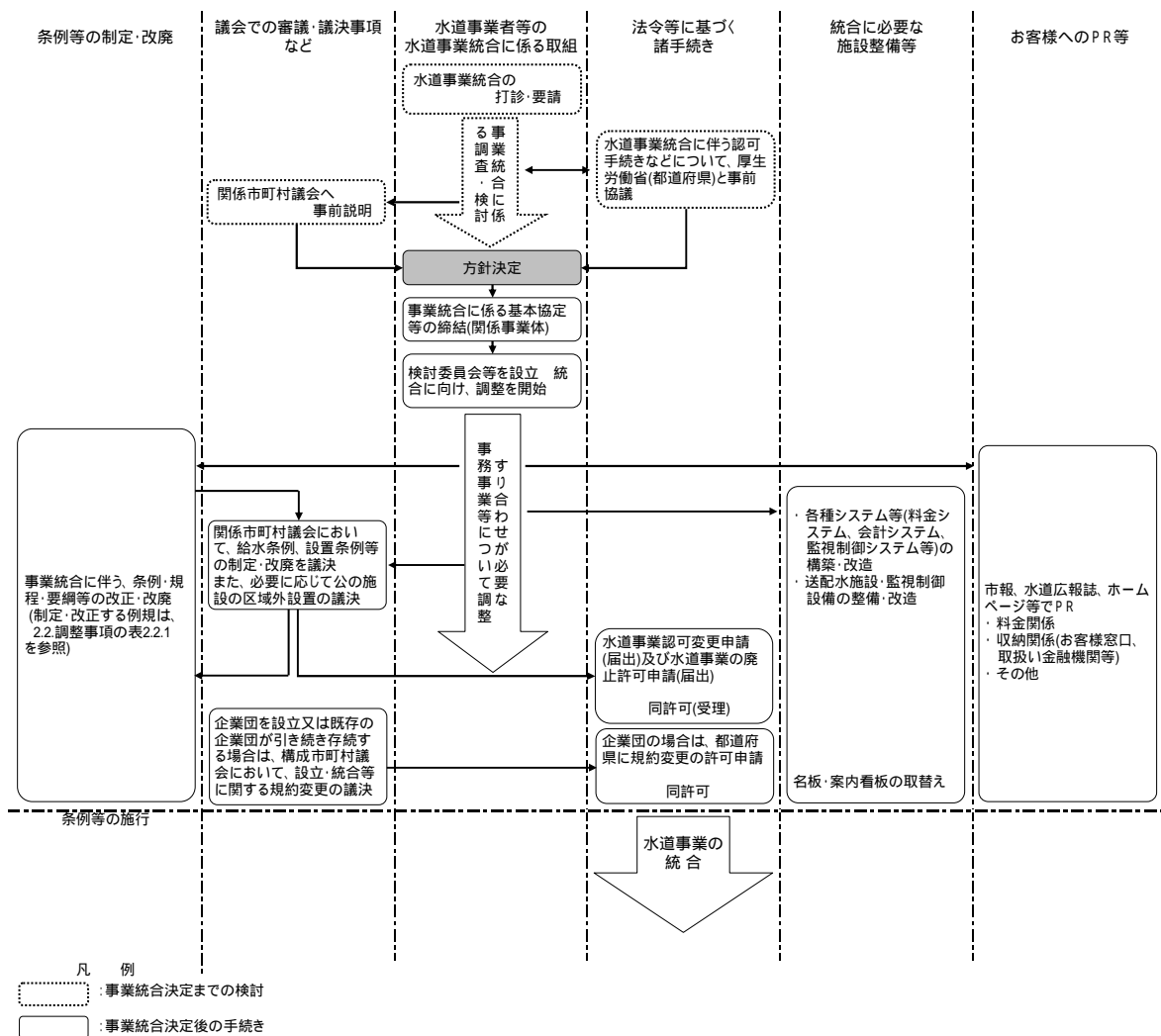


図 2.1.1 事業統合の事務フロー（例）

2) 事業統合に当たっての事務手続き

図 2.1.1 の事務フローを基に、主な事項の進め方を以下に示す。

(1) 事業統合に係る基本協定等の締結

事業統合は、関係水道事業者等の中で、諸条件（統合の時期、統合の方法、供給条件、財産の扱い、費用負担等）を定めた協定等を締結することにより確定するケースが多い。

<事 例>

A 水道事業に B 水道事業を統合することに関する基本協定

平成 年 月 日 締結

A 市(以下「甲」という。)と B 市(以下「乙」という。)は、甲と乙との間における水道格差の解消を図るため、甲の経営する水道事業に乙の経営する水道事業を統合することに関し、次のとおり基本協定を締結する。

(統合の時期)

第 1 条 統合の時期は、甲乙協議して定める日とする。

(統合の方法)

第 2 条 甲は、乙の地域における水道事業の経営を行うものとする。

乙は、前項の地域における乙の経営する水道事業を廃止するものとする。

(住民負担)

第 3 条 甲は、乙の地域における住民の水道料金その他の負担を A 水道事業の給水区域の住民の負担と同一にする。

(業務運営制度の統一化)

第 4 条 甲は、乙の住民の利便を考慮し、乙の地域における水道業務の運営について、逐次統一的制度化を図っていくものとする。

(水道施設の建設)

第 5 条 甲は、乙の地域における給水サービスの向上を図るため、同地域の発展の動向に対応しつつ、水道施設の建設を進めていくものとする。

(財産の引継ぎ)

第 6 条 乙は、統合時において、水道事業が所有し、又は経営の用に供しているすべての財産を無償で甲に引き継ぐものとする。

前項の財産の引継ぎは、乙が当該財産について有する所有権、借地権、請求権その他の権利及び債務の移転を伴うものとする。

(財政調整)

第 7 条 乙は、乙の水道事業廃止時において、当該事業が利益剰余金又は累積欠損金を保有するときは、次の各号により措置するものとする。

一 利益剰余金を保有するときは、乙の水道事業会計に対する乙の他会計からの出資金等の額を限度として、その利益剰余金を乙の水道事業会計以外の会計へ繰り入れる。

二 累積欠損金を保有するときは、乙の水道事業会計以外の会計から、その全額を補てんする。

(経費の負担)

第 8 条 乙の地域における水道事業の経営に要する経費は、甲の負担とする。ただし、消火栓に要する経費その他の甲の負担とすることが不相当と認められる経費は、この限りでない。

(相互協力)

第 9 条 甲及び乙は、乙の地域の健全な発展と水道サービスの向上を図るため、水道業務の運営に関し、常に相互協力を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施について必要な事項は、A 水道事業管理者及び B 水道事業管理者が、協議のうえ、別に定めるものとする。

第 11 条 この協定は、法令に定めるすべての手続きが完了したとき、効力を発するものとする。

この協定締結の証として正本 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 A 水道事業管理者 [印]

乙 B 水道事業管理者 [印]

(2) 実施体制の構築 (検討委員会の設立等)

事業統合に当たって、統合後の事務事業等について調整やすり合わせが必要となることから、統合する水道事業者等の職員で構成する検討委員会やプロジェクトチーム等を設置する必要がある。

その際には、中核的な水道事業者等 (事業の全部譲り受ける事業統合の場合には、譲り受ける水道事業者等) が主体となるケースが一般的であるが、事業統合を行う水道事業者等が対等な立場で検討を進めることが大切である。

< 事 例 >

事務手続きの主体となった水道事業者等とその決定方法

- ・ 用水供給企業団職員の大半が構成市からの派遣であった事もあり、企業団を構成する市町が主体となった。

協議会・部会・分科会等の設置状況とその構成等

- ・ 局内調整会議、実務者会議を設けた。部門毎に担当者間で随時調整・検討を行ない、検討結果は、毎月開催する実務者会議、局内調整会議へ報告を行った。また、構成員は各水道事業体の水道部署職員とし、外部委員は招集していない。
- ・ 末端給水化検討委員会 (課長級) を設置し、その中に分科会 (課長補佐、係長級) を設け水道に関する事項について検討した。
- ・ 協議会を設置し、その中に部会 (専門部会)、さらにその中に分科会 (作業部会) 等を設け、検討事項を審議・検討した。

(3) 調整事項の抽出

水道事業の統合までに調整が必要な事項等は、水道事業者等の組織、職員、財務、業務など多岐にわたる。調整事項の詳細については、 章 2 . 2 . 調整事項に示す。

(4) 議会での審議及び議決事項等

水道事業の統合に当たっては、関係市町村議会において、給水条例、設置条例等の制定や改廃を議決、また、必要に応じて公の施設の区域外設置の議決を行う。

事業統合により企業団を設立又は既存の企業団の構成団体が増加する場合には、構成市町村議会において、新規設立や構成団体変更等に関する規約変更の議決を行う。

(5) 法令等に基づく諸手続き

水道事業の統合に伴い必要となる主な法手続きは、水道法に基づく水道事業認可変更申請 (届出) や廃止許可申請 (届出)、企業団の場合では地方自治法に基づく都道府県に規約変更の許可申請等、また地方公営企業法による手続きなどがある。

なお、必要に応じて条例、規程又は要綱等の改正や改廃を行う。

詳細については、 章 2 . 2 . 調整事項の「 1)法手続き等」に示す。

(6) 事業統合に必要となる諸設備の整備等

水道事業の統合に当たっては、管路情報(マッピングシステム)等の技術系システム、財務会計等の各種業務関連システムの構築や改造、監視制御設備の整備や改造等が必要となる。

各種システムを構築や改造する場合、一般的に改造やデータ移行の点数の違い、容易性などから、事業統合の主体となる水道事業者等のシステムに統一すると効率的である場合が多い。

また、監視制御設備の整備や改造等は、統合時は必要最小限の改造にとどめ、更新時に抜本的な整備を行うケースが多い。

< 事 例 >

- ・ 監視制御システムについては、耐用年数が残っており、引き続き使用可能なことから、監視盤の移設、監視盤用モニター新設、自動警報装置の設置といった方策で集約化を図った。

(7) 需要者への情報提供

水道事業の統合により、料金の支払い方法やお客様窓口の変更などが生じることから、適宜、需要者へ情報提供する必要がある。

その方法としては、市報、水道広報誌、ホームページ、事務所等での広報チラシの設置等があり、提示すべき内容としては、料金関係、収納関係(お客様窓口、取扱い金融機関等)等のはか、事業統合の時期やその効果等が挙げられるが、需要者の理解を得るためにも、広報はあらゆる機会を利用して行うことが望ましい。

2 . 2 . 調整事項

水道事業を統合する場合、関連する事務事業について、統合後どのように処理するのか、調整する必要がある。

以下に主な調整事項について、対応の視点と事例を示す。

1) 法手続き等

法手続きは、水道法に基づく認可又は届出の手続き、地方自治法に基づく区域外設置の手続き、条例等の制定・改廃などがある。

条例等は、各水道事業者等の既存の条例等を照合したうえで、制定・改廃の検討を進める必要がある。

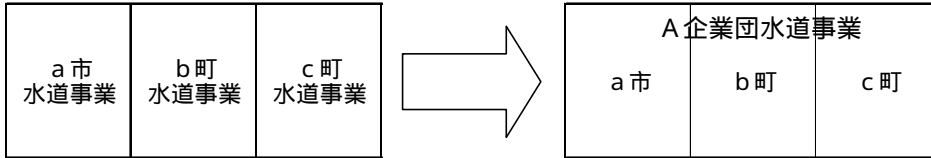
事業の統合形態毎に必要な法手続き等を以下に示す。

なお、表 2.2.1 には必要な法手続き等の一覧を、表 2.2.2 には事業統合に伴い制定・

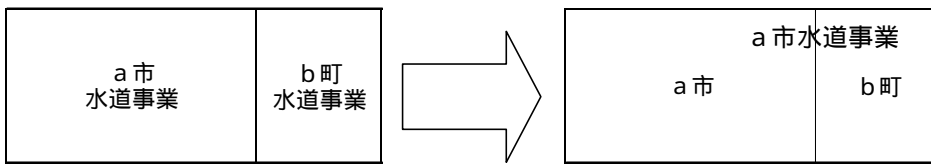
改正が必要となる条例等の例を示す。

< 事業の統合形態毎の法手続き >

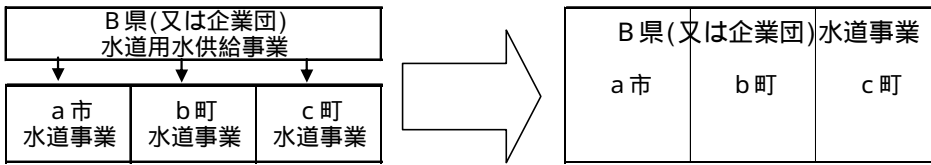
複数の市町村が一部事務組合を組織し、一つの事業を経営



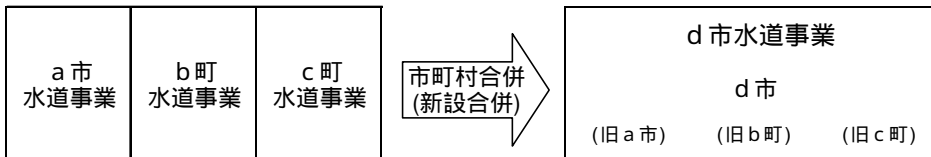
他の水道事業の全部を譲受け、一つの事業を経営



水道用水供給事業と受水団体が統合し、末端管理を含む一つの事業を経営



市町村合併時(新設合併)に、合併市町村の水道事業を統合する。



市町村合併時(編入合併)に、合併市町村の水道事業を統合する。



市町村合併時(新設合併)に、合併市町村・一部事務組合の水道事業等を統合する。



表 2.2.1 統合形態別の法手続き等一覧表

法 令		統合形態						備 考
水 道 法								
第 6 条	事業の認可、経営主体							創設認可
第 10 条第 3 項	事業の変更 (軽微、譲受け)							届出
第 11 条	事業の休止及び廃止							許可
第 11 条第 2 項	事業の休止及び廃止 (譲受け)							届出
第 14 条	供給規定							制定義務
地方自治法								
第 228 条	分担金等に関する規制							条例(供給規定)
第 244 条の 3	公の施設の区域外設置							議決
第 284 条	組合の種類及び設置							許可
第 286 条	組織、事務及び規約の変更							許可
第 288 条	解散							届出
地方公営企業法								
第 4 条	公営企業の設置							条例

水道事業等を廃止した場合には、関連する条例等の廃止手続きも必要となる。

表 2.2.2 事業統合に伴い制定・改正が必要となる条例等の例（１）

分類	条例・例規の件名	例規の概要	備考
1組織			
1.1処務			
	市水道事業の設置等に関する条例	水道事業の設置に関して必要な事項を定めるもの	
	市水道事業管理規程	水道局の組織並びに業務執行に当たっての内部管理事務の処理等について必要な事項を定めるもの	
	市水道局管理規程の左横書き等の整備に伴う措置に関する規程	水道局管理規程の左横書き実施に伴い、現に効力を有する規程の書式を改め、併せて用字、用語及び送り仮名の統一等の整備に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業業務委託規程	地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、水道事業における水道料金の徴収事務等の委託について必要な事項を定めるもの	
	市水道局事務分掌規程	組織及び事務分掌に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業管理者の職務代理を定める規程	地方公営企業法第13条第1項の規定に基づき、水道事業管理者の職務を代理する職員に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局事務決裁規程	管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局庁舎等管理規程	庁舎の管理に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業用無線管理運用規程	水道事業用無線局の適正な管理及び運用を図るために必要な事項を定めるもの	
	市水道局自家用電気工作物保安規程	電気事業法第42条第1項の規定に基づき、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要な事項を定めるもの	
	市水道局文書取扱規程	市水道局における文書の取扱いに関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局公印規程	市水道局の公印に関し、必要な事項を定めるもの	
	市水道局専決規程	水道事業管理者の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能力の向上を図り、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の専決について必要な事項を定めるもの	
1.2その他			
	情報公開条例	公文書の開示を請求する住民の権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるもの	企業団の場合
	個人情報保護条例	水道事業体が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるもの	企業団の場合
	情報公開・個人情報保護審査会条例	情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について必要な事項を定めるもの	企業団の場合
	市個人情報保護条例の施行に関する規程	個人情報保護条例の施行に関し必要な事項を定めるもの	
2職員			
2.1人事			
	市公営企業職員の定数に関する条例	企業職員の定数を定めるもの	
	人事行政の運営等の公表に関する条例	地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるもの	企業団の場合
	市水道事業職員の職名に関する規程	水道事業職員の職名に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局職員の任免の手續に関する規程	職員の任免の手續について必要な事項を定めるもの	
	市公営企業に勤務する職員の職のうち市長が定める職に関する規則	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき、市長が定める職を定めるもの	
	市長の同意を得て任免する市公営企業の職員に関する規則	地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定により市長の同意を得て任免するを定めるもの	
2.2給与			
	市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	企業職員の給与の種類及び基準を定めるもの	
	市水道局の勤務する企業職員の給与に関する規程	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例に基づき、水道局に勤務する企業職員の給与に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業職員の管理職手当の額の特例に関する規程	管理職手当の額の特例に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業職員の特殊勤務手当に関する規程	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づき、水道事業職員に対して支給する特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業職員の旅費に関する規程	この規程は、公務のため旅行する水道事業職員(以下「職員」という。)に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局の勤務する企業職員の退職手当に関する規程	企業職員の退職手当に関し必要な事項を定めるもの	

表 2.2.2 事業統合に伴い制定・改正が必要となる条例等の例(2)

分類	条例・例規の件名	例規の概要	備考
2職員(続き)			
2.2給与(続き)			
	他の地方公共団体の機関等に派遣される市水道局職員の処遇等に関する規定	他の地方公共団体の機関等に派遣される職員の給与の支給に関する事項を定めるもの	
2.3服務			
	市水道局就業規程	労働基準法第89条の規定に基づき、水道局に勤務する職員の就業上の諸条件を定めるもの	
	市水道局職員被服貸与規程	職員に対し被服を貸与することに関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程	地方公務員法第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局職員倫理規程	職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めるもの	
	市水道局職員の交通事故及び違反職員に対する処分等取扱規程	企業職員の交通事故及び違反に対する処分等に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局に勤務する企業職員の育児休業等に関する規程	企業職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局職員証取扱規程	職員証の取扱いに関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局当直規程	宿直及び日直に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局労働安全衛生委員会規程	労働安全衛生法第19条第1項の規定に基づき、労働安全衛生委員会の設置に関し必要な事項を定めるもの	
2.4その他			
	市水道局職員公舎管理規程	水道局における公舎の管理について、必要な事項を定めるもの	
3財務			
	市水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例	地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、水道事業の業務の状況を説明する書類の提出に関し必要な事項を定めるもの	
	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるもの	企業団の場合
	市水道事業会計規程	水道事業の会計事務の処理に関し必要な事項を定めるもの	
	市 記念館の設置及び管理に関する規程	水道 記念館の設置及び管理について、必要な事項を定めるもの	
	市水道局行政財産使用料規程	地方公営企業法第33条の規定に基づき、水道事業の用に供する行政財産をその用途又は目的以外に使用させる場合における使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるもの	
	市水道事業の契約に関する規程	地方公営企業法施行令第21条の14の規定に基づき、水道事業の業務に係る入札保証金及び契約保証金その他契約に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業指名競争入札参加者選定審査会規程	公正かつ優良な業者を選定し、工事の適正な執行を確保するため、審査会の設置に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を定める規程	地方公営企業法第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定に関し必要な事項を定めるもの	
4業務			
	市水道事業給水条例	水道法その他の法令に定めがあるもののほか、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるもの	
	市水道事業給水条例施行規程	水道事業給水条例の施行に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局指定給水装置工事事業者規程	指定給水装置工事事業者に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程	指定給水装置工事事業者に関する指定の取消し又は停止に関し処分の公正を期するため、審査委員会の関し必要な事項を定めるもの	
	市水道局工事検査規程	市水道局が発注する建設工事の適正かつ能率的な施行を確保するため、工事の技術検査に関し必要な事項を定めるもの	
	市水道事業毒物劇物危害防止規程	浄水場における毒物又は劇物に係る危害を未然に防止することに関し必要な事項を定めるもの	

2) 職員の身分

水道事業の統合に一部事務組合（企業団等）が関係する場合、廃止となる水道事業者等の職員の身分や扱いを決める必要がある。具体的には、新たな組織に職員の身分移管を行うか、又は市町村の他部署に配置転換するかなどの調整が必要となる。

なお、企業団が解散する場合、一般的に、企業団職員は市町村職員へ身分変更するケースが多い。

表 2.2.3 に事業統合に伴う企業団職員等の身分に関して、事例を示す。

表 2.2.3 事業統合に伴う企業団職員等の身分（ヒアリング事例）

事業統合の形態	職員の処遇
事業統合により企業団を解散するケース	ヒアリングを行った水道事業者等においては、解散した企業団の職員はすべて市町村職員へ身分を変更した。
事業統合後も企業団は存続し、市町村の水道事業を廃止するケース	企業団職員に加えて、構成市町村から職員を派遣している。 市町村職員のうち、企業団への身分移行を希望した者については、企業団職員として採用した。

3) 営業所等のお客様窓口の再編

事業統合に当たっては、営業所等のお客様窓口を再編するケースが多い。その際は、需要者へのサービス低下とならないよう、お客様窓口のワンストップサービス化、料金支払い窓口（コンビニ、取扱い金融機関など）の維持・拡大等に配慮し、営業所等のお客様窓口を再編する必要がある。

< 事例 >

- ・ 4 箇所あったお客様窓口（受付・収納業務）を再編成し、2 箇所にまとめたが、サービス低下とならないよう、廃止した 2 箇所のお客様窓口引き続き収納業務のみを残すこととした。なお、その業務は市長部局が行なっている。
- ・ 事業統合後のサービス低下や混乱を防ぐため、水道事業の全部を譲り受ける自治体の首長と廃止する自治体の首長とで協定を締結し、統合後も水道事業を廃止する自治体に問い合わせ窓口（連絡調整要員）を設置した。（統合後 2 年程度）

4) 運転管理拠点等の再編成

事業統合に際しては、運転監視体制や維持管理体制の再編成・見直しを行うことが多い。その際は、水道施設の管理水準の維持・向上や、緊急時等の対応に支障が生じないよう配慮した上で、維持管理拠点数、体制等を再編成する必要がある。

また、管理水準の維持向上を図るために、必要に応じて監視制御設備等の改造や整備等を行う。

< 事 例 >

- ・ 監視制御設備等を受入れ側事業体の既存運転管理拠点へ移設し、廃止する事業体の運転管理拠点を廃止した。(受入れ側事業体の組織体制は変更無し)
- ・ 監視制御設備等の整備に伴い、一部浄水場の勤務体制を三交代から日勤へ変更した。
- ・ アウトソーシング(漏水調査、維持管理業務など)を積極的に活用するなどにより、人員計画(減員)を策定した。

5) 市町村の費用負担(一般会計からの繰り入れ等)の扱い

消火栓等の設置や水源開発に要する経費などについて、一般会計から繰入金を受けている場合、事業統合後の負担割合等の扱いについて、関係する水道事業者等と地方公共団体間で調整する必要がある。消火栓の設置費用等については、引続き当該地域の地方公共団体が負担するのが一般的であるが、その他の繰入金等については、事業の目的、実施時期等により負担割合等を決定する。

また、負担割合の調整に当たっては、認可上の水量比や給水人口比など一定の根拠に基づき算出する。

< 事 例 >

- ・ 従来から、水源開発等について、一般会計から繰入金を受けているが、廃止した事業体の一般会計に請求することはない。しかし、今後新たに一般会計から繰り入れる事業を行う場合は、廃止した事業体の一般会計からも繰入金を受けると考えている。
- ・ 浄水場廃止に伴い必要となる送配水施設整備費は、統合後に企業債、自己財源、国庫補助のほか、企業団構成市町の一般会計出資金を財源として実施する。構成市町の一般会計の負担(施設整備費、水源負担金)割合は、新たに加入した市町を含む企業団構成市町において、認可上の水量比を基に算出している。

6) その他の調整事項

水道事業の統合に当たっては、各々の水道事業者等が有する業務関連図書の整備や統一、また業務委託の発注等についても、調整する必要がある。

業務関連図書については、事業統合の主体となった水道事業者等のものに統一するケースが多い。また、業務委託の発注については、各々の水道事業者等が委託していた業務を一括して発注する方が経済的となる場合が多い。

これらの調整に当たっては、需要者サービスの公平性、事業体間の格差の是正等に配慮し、決定する必要がある。

< 事 例 >

業務関連図書（各種マニュアル類、管理図面など）の整備

- ・ 業務関連図書については、統合の主体となった事業体のものに合わせた。また、各種様式についても、統合の主体となった事業体のものに統一した。

業務委託の発注

- ・ 統合前に各々の事業体が委託していた業務については、統合後、一括して発注することとした。
- ・ 地域性の高い業務(検針業務など)、専門性の高い業務(運転監視業務など)については、激変緩和措置として、地域(施設)毎に発注している。

また、業務分野別の調整事項の例を表 2.2.4 に示す。

なお、規則・基準・マニュアル類、書類様式、システム等は、事業統合の主体となった水道事業者等又は規模の大きい水道事業者等のものをベースに設定する事例が多い。これは、業務の継続性や、蓄積されたノウハウや経営資源の活用の観点から有利となるからであると考えられる。

表 2.2.4 業務分野別調整項目一覧表 (1)

調整項目		調整結果 (事例)
1 総務関係		
1.1 組織及び庁舎		
1.1.1 人事		企業団解散の場合 企業団職員はすべて市町職員として身分移行 企業団拡大の場合 新たに企業団に参画した市町の職員は、希望により企業団職員として身分移行。構成市町から派遣
水道事業組織機構		
事務分掌について		
補職名		
職員の任免、分限、懲戒その他勤務条件		
嘱託員の任用及び勤務条件		
臨時職員の任用及び勤務条件		
職員の派遣		
職員研修		
1.1.2 服務		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
職員の勤務時間 (一般職員、交代勤務など)		
職員の安全衛生		
1.1.3 福利厚生		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
職員の健康診断等		
職員の被服		
職員公舎		
1.1.4 給与全般		システムの改造又は新構築 新システムに対応するための事前準備作業 (データ整理) 等は、各々の水道事業体において実施。費用負担についても同様
職員の給料		
初任給・昇格・級別標準職務基準		
職員の手当 (通勤、特殊勤務、時間外、その他)		
退職金		
人事給与システム		
給与控除事務		
社会保険料支払い事務		
職員の給与の公表に関すること		
1.1.5 労働組合		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
労働条件・給与に関する協議		
時間外勤務 (3 6 協定)		
1.1.6 その他庶務一般		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
公務災害補償等		
各種協議会等		
渇水対策		
文化財事務		
1.1.7 災害対策		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
災害対策基本計画策定		
応急対策マニュアル等作成		
緊急時の応援協定		
応急給水用資器材の確保・管理		
1.2 条例規程の整備・取りまとめ		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
例規の制定・改廃		
1.3 広報宣伝、広報誌。ホームページ等の統一		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
新聞・TV等の対応		
水道事業に係る広報及びPR事務		
業務状況の公表		
水道モニター		
ペットボトル水の作成業務		
水道記念館の管理業務		
1.4 文書及び公印の管理		事業統合の主体となった事業体又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
文書審査		
決済 (専決事項)		
文書様式		
文書管理 (整理・保管・保存・情報公開など)		
公印の作成・管守		

表 2.2.4 業務分野別調整項目一覧表 (2)

調整項目	調整結果 (事例)
2 経理関係	
2.1 一般会計繰出金等の整理(消火栓経費・補てん財源等) <ul style="list-style-type: none"> 消火栓維持管理・新設負担金請求 ダム企業償還金繰入金請求 災害対策用飲料水貯水槽企業償還金繰入金請求 出資金・負担金に関する事務 	事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
2.2 資産管理(固定資産台帳作成及び整理、企業債残高等) <ul style="list-style-type: none"> 固定資産管理事務 貯蔵品管理事務 庁舎等維持管理事務 公用車等維持管理事務 無線電話維持管理事務 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務 土地の賃貸借、行政財産の目的外使用 資産管理・計画・運用 資産の保険事務 企業債の借入、償還事務 	システムの改造又は新構築 新システムに対応するための事前準備作業(データ整理)等は、各々の水道事業者において実施、費用負担についても同様
2.3 予算・決算等の経理事務 <ul style="list-style-type: none"> 水道事業中期財政計画策定事務 水道事業経営診断 水道事業の会計事務 水道事業会計の予算編成 水道事業会計の決算 水道事業会計の消費税申告事務 出納及び収納取扱金融機関 会計システム管理運営 会計システムのデータ移行 小切手振出 短期貸付金 現金の取扱 積立金現在高 例月出納検査 業務状況説明書 決算審査 各課共通物品の出納保管事務 支出負担金事務 	システムの改造又は新構築 新システムに対応するための事前準備作業(データ整理)等は、各々の水道事業者において実施、費用負担についても同様
2.4 契約に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> 物品の購入等契約事務 委託契約事務(工事関係)及び工事請負契約事務 委託契約事務(その他) 入札参加資格審査及び登録に関する事 	事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
3 業務関係	
3.1 水道料金関係 <ul style="list-style-type: none"> 水道料金体系 水道料金の減免制度 	新たな料金体系を設定し、段階的に統一
3.2 営業(調停・収納・検針)業務	
3.2.1 調停 <ul style="list-style-type: none"> 調停サイクル(検針月、検針頻度) 水道料金の調定・納入通知の作成・送付 水道料金の更正・還付 口座振替データの作成 	事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
3.2.2 収納 <ul style="list-style-type: none"> 水道料金の収納 水道料金の納付制度 口座振替手続き 水道料金等の納入及び保管について(夜間・土・日・祝日) 水道料金の滞納整理(督促状の発送など) 下水道料金の収納に関する事務 	統合時に窓口での収納業務を集約したが、コンビニ支払等を導入しサービス低下となら内容配慮

表 2.2.4 業務分野別調整項目一覧表 (3)

調整項目		調整結果 (事例)
3 業務関係 (つづき)		
3.2 営業 (調停・収納・検針) 業務 (つづき)		
3.2.3 検針		事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
検針業務		
使用水量の認定		
共同住宅の個別検針・個別徴収		
難検針メーターの移設		
無届使用・不正使用の取締り		
検針業務の委託に関する事務		
3.2.4 窓口業務		
水道の再開・中止・異動届の受付及び処理		コールセンター等の設置により窓口業務を一元化 電話による再会・中止等の受付、処理を行うことにより 窓口での受付を縮小
給水使用証明書の発行		
臨時給水の受付		
納付済み証明書の発行		
3.3 システム整備		
営業業務関連システムの構築・改造		システムの改造又は新構築 新システムに対応するための事前準備作業 (データ整理) 等は、各々の水道事業者において実施。 費用負担についても同様
お客様データの移行		
3.4 業務統計		
水道統計調査		事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
地方公営企業決算統計		
水道事業年報の作成		
4 給水装置関係		
4.1 給水装置の取扱い		
給水装置工事の構造及び材質の指定		事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
受水槽水道の指導		
4.2 給水装置の設計		
給水装置工事の申請受付及び設計審査・工事検査		統合時に窓口を一元化
給水工事前調査・協議		
給水装置工事の監督指導 (配水管穿孔、断水工事等)		
工事審査手数料の賦課徴収等		
給水装置工事申し込みに伴う加入金の徴収		
メーター負担金の徴収		
給水工事に伴う道路等占用許可申請事務		
直結給水に関すること		
4.3 給水装置工事事業者の指定		
指定給水装置工事事業者の指定		地域性に配慮
指定給水装置工事事業者の指導・監督・処分		
4.4 給水管理、メータ管理		
水道メーターの維持管理		給水台帳については、統合に合わせて給水台帳ファイリングシステムの改造、構築を行う
水道メーター交付手続き事務		
給水装置所有者変更届の受付		
給水台帳の整備及び保管		
給水台帳・配水管網図の閲覧		
5 建設・工務関係		
5.1 事業認可関係		
水道事業の計画 (認可の調整・申請)		事業により一本化
5.2 施設整備計画		
水道施設整備計画		事業により一本化
配水管布設制度の取扱い (私道・未普及等)		
給水要望の受付・未普及地域解消に関すること		
開発行為の協議		
土地区画整理事業等における水道施設に係る協議及び指導		
5.3 水道施設の設計・施工		
配水管布設事業		事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
水源整備事業		
浄水場整備事業		
水道施設耐震化改良事業		
工事の設計業務		
工事の協議・立会		
工事の監督業務		
工事の起工から精算事務		

表 2.2.4 業務分野別調整項目一覧表（４）

調整項目	調整結果（事例）
5 建設・工務関係（つづき）	
5.4 工務事務 水道工事共通仕様書 水道工事書類管理事務 水道工事積算基準・設計要領の作成・改正に関すること 配水管技能者登録制度 工事等の検査に関すること（書類、出来形管理基準等） 第三者行為による損傷弁償金徴収事務 水道賠償保険責任保険の契約	事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
6 維持管理関係	
6.1 浄水場等の運転・維持管理 取水・受水業務 浄水場等の運転管理業務 浄水施設の維持管理（機械・電気設備の保守点検） 水源の水質保全 河川水利調整協議会 監視制御システム	マニュアル、管理図面等は統一し、維持管理の向上を図る 監視制御システムについては、更新時に統合することとし、当面は、監視盤のモニター監視、自動警報装置の設置等に対応
6.2 配水管の維持管理 配水調整 配水管網図等の調整管理 水道地図情報管理システム（マッピングシステム） 老朽管更新事業 配水管改良事業 消火栓取付整備事業 配水管布設に伴う給水管切替事業 消火栓維持修繕 配水管付属施設保守点検業務 仕切弁修繕その他 減圧弁保守点検 鉛給水管布設替工事 水管橋防蝕工事 移設工事及び修繕工事に伴う配給水管切替事業 配水管移設改良工事 地価埋設物の協議・立会い 配給水管の維持・修繕体制 漏水調査 弁栓類の機能調査 国道、県道及び河川等の占用事務	システムの改造又は新構築 統合後、システムを統合する。また、マッピングを導入していない事業者は、統合を機に導入をする 道路・河川の占用については、更新時に占有者変更の手続きにて対応。（各管理者の指示による）
6.3 緊急修繕工事の取扱い 給配水管の修繕 修繕に伴う委託業務（設計・監督・指導） 修繕受付から精算までの事務	事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い
6.4 水質管理 水質検査業務及び水質管理事務 周辺市町の水道事業者の水質検査	統合に際して、水質検査計画についても、事前に検討しておくこととスムーズである。
6.5 資材管理 応急復旧用資機材の確保・管理	事業により一本化
7 その他	
7.1 簡易水道関連 簡易水道施設整備事業 公営簡易水道の維持管理事業 簡易水道事業分担金の取り扱い 小規模水道施設整備事業 簡易水道事業基金	事業統合の主体となった事業者又は規模の大きな事業の方式等にあわせるケースが多い（例えば、管理は水道事業と同水準に引き上げる）

3. フォローアップ

水道広域化のフォローアップとして、導入後の技術力や経営状況、お客様サービスの状況等についての評価方法を示す。また、その結果を踏まえて、さらなる運営基盤強化を進めることの必要性を示す。

1) 水道広域化導入後の評価

水道広域化導入後は、一定期間後に効果の検証を行うことが必要である。効果の検証は、例えば、水道広域化導入前と導入後の業務指標を比較する方法が考えられる。併せて、目標に対する達成状況の把握と達成できていない場合の理由の分析等を行う。

これらは、「章2.2.2.業務指標を利用した現状評価」で用いた業務指標等を比較することにより、水道広域化前の問題点の改善程度、課題に対する対応の程度を定量的に把握する。

さらに、その改善や課題対応の効果を踏まえて、共同化等の業務範囲の拡大、水道広域化地域の拡大等の検討、また、効果が現れていない場合には、その原因の分析を行い、水道広域化の方向性を見直しを行うことも必要である。

このような水道広域化導入後の評価、それに基づく見直しは、図3.1に示すPDCAサイクルにより進めるのが有効な方法である。

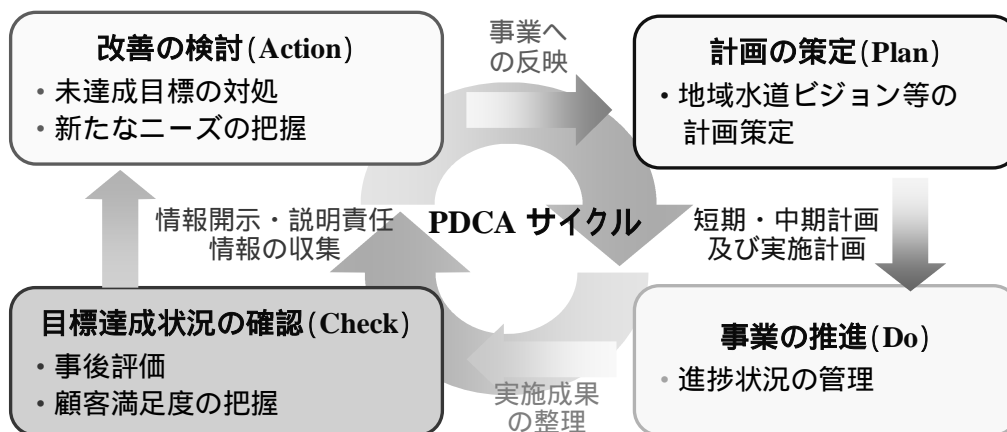


図3.1 PDCAサイクルによる事業の推進

2) PDCAサイクルの各段階での確認事項

PDCAサイクルは、フィードバック手法による事業のマネジメントサイクル手法であるが、水道事業のように既存の事業運営が確立され、継続的に業務改善を求めていくような事業に適していると言われている。

PDCAサイクルによる事業の推進では、各段階で表3.1に示すような確認事項について具体的な調査等を行う。

表 3.1 P D C A サイクルでの確認事項 (例)

P D C A	確認事項	具体的な調査等の作業	業務の共同化	事業統合
計画の策定	目標設定の具体性	<ul style="list-style-type: none"> 費用削減効果の定量化 レベルアップ効果の具体化 		
	達成時期の設定	<ul style="list-style-type: none"> 目標年度・中間目標年度の設定 		
事業の推進	進捗状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 中間目標に対する達成度・達成時期の確認 		
目標達成状況の確認	事後評価	<ul style="list-style-type: none"> 設定した目標値に対しての達成度の確認 計画との差異の有無、またその理由の確認 		
	顧客満足度の把握	<ul style="list-style-type: none"> 顧客満足度調査の実施(アンケート調査等) 		
改善の検討	未達成目標への対処	<ul style="list-style-type: none"> 目標が達成できなかった理由 達成するための方策設定 		
	新たなニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの新たなニーズ調査の実施(アンケート調査) 周辺水道事業者等の参画の可能性調査 広域化範囲の拡大の検討 		

：必ず実施する項目
 ：必要に応じて実施する項目

3) 業務指標による事後評価

水道事業の統合を行った場合、業務指標による事後評価は、現状評価で示した項目(8区分30項目)を用いて行うことができる。(「 章 2.2.2.業務指標を利用した現状評価」参照)

例えば、事業統合前(各水道事業者等の個別の指標値及び各水道事業者等の個別の指標値を単純合計したもの)、事業統合直後、統合後一定期間(3年程度)経過した後の指標値を比較することにより、運営基盤のどのような点が改善されたのかを定量的、客観的に把握できる。

さらに、業務指標間の関連や相互の影響、トレンド等を把握することにより、メリット・デメリット、改善効果の主要な要因等の把握も可能である。

このように、統合後前後の指標値を比較することで、実際の効果の検証に用いることができるとともに、今後の広域化の拡大といった検討にも活用することができる。

以下に評価方法を示すとともに、表 3.2 に評価項目の例を示す。

< 評価方法 >

水資源

水源利用率や水源余裕率などにより、供給の安定性を評価する。水源水量が同じであっても、いろいろな種類、場所から取水できる方が信頼性は高いため、水源別又は浄水場毎に評価することも有効である。また、必要以上の余裕率は、経営面への負担となっている場合もあるため、施設整備や経営状況と併せて評価する。

水質管理

原水から給水に至るまで一貫した水質管理を徹底するため、原水水質監視度や水質検査箇所密度などにより、水質管理の充実度を評価する。その結果としての浄水水質の改善の度合い等を評価する。

施設整備

浄水予備力確保率により、浄水場の水運用の安定性・柔軟性、危機対応性を評価する。また、緊急用連絡管などの浄水場間のバックアップの有無も考慮して全体の安定性等を評価する。

管路更新

経年化管路率や管路の耐震化率等により、配水管網全体としての健全性や信頼性を評価する。また、機能の回復だけでなく、高機能化(水質保持、防食性等)や長寿命化といった視点も併せて評価する。

人材

技術職員率や水道業務経験者年数等により、水道事業の技術水準や専門性の高さ等を評価する。また、業務指標のほかに、専門職種別の職員数や構成と併せて評価する。

経営状況

営業収支比率、給水収益に対する企業債償還金の割合などにより、公営企業としての収益性、財政面の健全性等を評価する。ただし、施設整備等への投資を控えたことによる財政面の健全性は、水道サービスの低下を招いている可能性もあり、施設整備等の業務指標と併せて評価する。

効率性

職員一人当たりの収益性、職員一人当たりの配水量などにより、生産性や業務の効率性を評価する。ただし、生産性や効率性の高さは、安定性や安全性の低下、あるいはサービス水準の低下を招いている可能性があることに留意する。

料金

供給単価、一箇月当たり家庭用料金などにより、水道の給水に要する原価が適正に料金収入で賄われているかどうか評価する。また、水道料金水準について、全国や近隣との比較を行い、地域特性、水道システムの特性等と併せて評価する。

表 3.2 業務指標による広域化の効果の定量化（例）

業務指標 (P1) 項目	個別事業体の P1							統合前の P1	統合後の P1	統合 3 年後の P1
	A市	B市	C市	D町	E町	F町	G村			
水資源 (水需要量に対する水源を確保状況を見る指標) 水道は、平常時の給水はもとより、地震・治水時等においても住民の生活に著しい支障を及ぼすことのないよう量的な安定性が必要である。 『水源余裕率』は、湯水に対する安全度を見るもので、広域化によって水資源を共有化した場合の効果も見ることができる。										
1001	水源利用率 (平均的需要量に対する比率、水源のゆとり度、水源の効率性を示す)									
1002	水源余裕率 (最大需要量に対する比率、湯水に対する安全度を示す)									
水質管理 (水源水質の監視と適時適切な水質検査を見る指標) 原水から給水に至るまで一貫した水質管理を行うためには、水源水質の監視と適時適切な水質検査の実施が必要である。 給水栓で行う毎日水質検査は、近年では常時監視が可能な自動水質計器の普及が徐々に進んでいる。連続で、給水栓の水質を監視することができれば、配水過程における水質事故の早期発見と対応、残留塩素濃度の適正化などきめ細かな水質管理が可能となる。 また、『鉛製給水管率』は、鉛製給水管の解消を促進するための指標となる。										
1101	原水水質監視度									
1102	水質検査箇所密度									
1103	連続自動水質監視度									
1107	総トリハロメタン濃度水質基準比									
1117	鉛製給水管率									
施設整備 (給水サービスの安定性を見る指標) 『浄水予備力確保率』は、全浄水施設能力に対する予備力の割合であり、水運用の安定性・柔軟性及び危機対応性を見る。										
2003	浄水予備力確保率 (水運用の安定性及び柔軟性を示す)									
2006	普及率 (給水サービスを示す)									
管路更新 (管路更新の執行度合いとその効果を見る指標) 水道事業体として重要な課題となっている管路の更新・耐震化についての取組み状況を見ることできる。管路の更新は、漏水率の改善、水源余裕率の改善、耐震性の向上等につながる。管路の耐用年数を40年と考えれば、管路の更新率は年平均2.5%となる。管路の事故は突発的な断水を生じるとともに、道路陥没や家屋浸水を伴うことがある。このため、経営状況とのバランスを図りながら計画的かつ継続的に管路を更新していくことが重要である。										
2103	経年化管路率 (更新対象管路の割合を示す)									
2104	管路更新率 (管路更新の執行度合いを示す)									
2210	管路の耐震化率 (地震災害に対する水道システムの安全性、信頼性を示す)									
5103	管路の事故割合 (管路の健全性を示す)									
5107	漏水率 (事業効率性を示す代表的指標)									
人材 (人的資源としての専門技術の蓄積を見る指標) 将来の目標と関連づける必要があるが、一般的にはこの数値が高い方が職員の水道技術に関する専門性が高いと考えられるため、水道事業体としては好ましい。特に維持管理の中核部門では緊急時対応を含めて経験が必要である。										
3105	技術職員率									
3106	水道業務経験年数度									
経営状況 (公営企業としての採算性と財務的健全性を見る指標) 『営業収支比率』、『経常収支比率』、『総収支比率』により、当該公営企業の基礎的な収益力を把握・分析するとともに、『給水収益に対する企業債償還金の割合』、『給水収益に対する企業債残高の割合』、『自己資本構成比率』により、企業債への依存度や自己資本の造成状況を把握し、健全な財政運営がなされているかを見る。										
3001	営業収支比率 (営業収益の営業費用に対する割合で収益性を分析するための指標)									
3002	経常収支比率 (経常収益の経常費用に対する割合で収益性を分析するための指標)									
3003	総収支比率 (総収益の総費用に対する割合)									
3011	給水収益に対する企業債償還金の割合 (企業債償還金が経営に与える影響を分析するための指標)									
3012	給水収益に対する企業債残高の割合 (企業債残高の規模と経営への影響を分析するための指標)									
3023	自己資本構成率 (事業の財務的健全性を示す)									
効率性 (事業の生産性及び効率性を見る指標) 『職員一人当たり給水収益』、『職員一人当たり配水量』、『職員一人当たりメータ数』により、当該公営企業の生産性を把握・分析するとともに、『給水収益に対する職員給与費の割合』により、適正な給与水準が保たれているかを見る。 また、『有収率』により、総配水量に対する収益に結びつく有収水量の割合を示し、漏水などにより効率的な施設運営が損なわれていないかを見る。										
3007	職員一人当たり給水収益 (収益面から見た効率性を示す)									
3008	給水収益に対する職員給与費の割合 (事業の生産性及び効率性を分析するための指標)									
3018	有収率 (水道施設を通して給水される水量の収益性を分析するための指標)									
3109	職員一人当たり配水量 (水道サービス全般の効率性を示す)									
3110	職員一人当たりメータ数 (水道サービス全般の効率性を示す)									
料金 (水道料金の水準を見る指標) 『供給単価』と『給水原価』により、当該公営企業の料金水準を把握するとともに、両者の比較により、水道の給水に要する原価が適正に料金収入で賄われているかどうかを見る。 また、『1か月当たり家庭用料金 (20m ³)』により、標準的な家庭の水使用に対して課される料金の水準を見る。										
3014	供給単価									
3015	給水原価									
3017	1箇月当たり家庭用料金 (20m ³)									

統合前の P1 は、個別事業体の P1 算出項目 (分子と分母) を単純合計して P1 を算出する。 (加重平均値)

統合後の P1 は、広域化後の実際の P1 を算出する。単純合計の P1 と比較することにより改善効果を把握することができる